路線名	道路の区域	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
近畿自動車道名古屋神戸線	城陽市寺田金尾六五番二から同市寺田金尾一〇〇番二まで	後	最小 五七	最小 六（メートル）	一九〇（メートル）
		前	最大 四二	最大 二六（メートル）	

○国土交通省告示第七十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日　国土交通大臣　石井　啓一

第一項の表関宿ＶＯＲの項中「平成11年11月４日から供用再開」を「平成29年３月30日から平成29年９月13日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

野田ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ36°00′Ｅ139°50′千葉県野田市	116.05	200	なし	ＮＤＥ	24時間	平成29年３月30日	野田ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表加治木ＶＯＲの項中「７時30分から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改め、「(平成15年３月20日から供用再開)」を削り、同表国分ＶＯＲの項中「７時30分から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改める。

第三項の表鹿児島ＩＬＳの項中「７時30分から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改め、「(平成12年12月16日から供用再開)」を削る。

第四項の表那須ＤＭＥの項を削り、同表関宿ＤＭＥの項中「平成11年11月４日から供用再開」を「平成29年３月30日から平成29年９月13日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

野田ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°00′Ｅ139°50′千葉県野田市	1,068	3	なし	ＮＤＥ	24時間	平成29年３月30日	野田ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表佐倉ＤＭＥの項及び信太ＤＭＥの項を削り、同表加治木ＤＭＥの項中「７時30分から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改め、「(平成15年３月20日から供用再開)」を削り、同表国分ＤＭＥの項中「７時30分から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年三月二十六日から施行する。ただし、第四項の表那須ＤＭＥの項、佐倉ＤＭＥの項及び信太ＤＭＥの項を削る改正規定は同月二日から、第一項の表関宿ＶＯＲの項の改正規定、同表野田ＶＯＲの項を加える改正規定、第四項の表関宿ＤＭＥの項の改正規定及び同表野田ＤＭＥの項を加える改正規定は同月三十日から施行する。

○国土交通省告示第七十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日　国土交通大臣　石井　啓一

表札幌進入管制区の項を次のように改める。

札幌進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m以下のもの イ　札幌ＶＯＲ（Ｎ43°10′Ｅ141°18′）を中心とする半径74kmの円内の区域のうちＮ43°36′24″Ｅ141°59′58″の地点とＮ43°26′08″Ｅ142°08′35″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ　Ｎ43°36′24″Ｅ141°59′58″の地点、Ｎ43°22′00″Ｅ141°59′58″の地点、Ｎ43°26′08″Ｅ142°08′35″の地点及びＮ43°36′24″Ｅ141°59′58″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 2　次に掲げる区域の直上空域で高度2,450m以下のもの イ　札幌ＶＯＲを中心とする半径74kmの円内の区域のうちＮ43°48′19″Ｅ141°36′04″の地点とＮ43°36′24″Ｅ141°59′58″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ　Ｎ43°48′19″Ｅ141°36′04″の地点、Ｎ43°27′14″Ｅ141°37′42″の地点、Ｎ43°10′55″Ｅ141°36′59″の地点、Ｎ43°22′00″Ｅ141°59′58″の地点、Ｎ43°36′24″Ｅ141°59′58″の地点及びＮ43°48′19″Ｅ141°36′04″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 3　次に掲げる区域の直上空域で高度3,350m以下のもの イ　札幌ＶＯＲを中心とする半径74kmの円内の区域のうちＮ43°50′29″Ｅ141°16′46″の地点とＮ43°48′19″Ｅ141°36′04″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ　Ｎ43°50′29″Ｅ141°16′46″の地点、Ｎ43°10′09″Ｅ140°39′47″の地点、Ｎ42°48′29″Ｅ140°31′30″の地点、Ｎ42°49′36″Ｅ140°48′24″の地点、Ｎ42°47′39″Ｅ141°16′16″の地点、Ｎ42°59′16″Ｅ141°20′18″の地点、Ｎ43°09′11″Ｅ141°33′25″の地点、Ｎ43°10′55″Ｅ141°36′59″の地点、Ｎ43°27′14″Ｅ141°37′42″の地点、Ｎ43°48′19″Ｅ141°36′04″の地点及びＮ43°50′29″Ｅ141°16′46″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ハ　札幌飛行場の標点（Ｎ43°07′Ｅ141°23′）を中心とする半径14kmの円内の区域のうちＮ43°09′11″Ｅ141°33′25″の地点とＮ42°59′16″Ｅ141°20′18″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

表千歳進入管制区の項を次のように改める。

千歳進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの イ　Ｎ43°14′03″Ｅ141°43′27″の地点、Ｎ43°09′11″Ｅ141°33′25″の地点、Ｎ43°03′21″Ｅ141°32′34″の地点、Ｎ43°00′55″Ｅ142°45′35″の地点、Ｎ43°12′17″Ｅ142°36′27″の地点及びＮ43°14′03″Ｅ141°43′27″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（札幌飛行場の標点を中心とする半径14kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ　Ｎ42°40′08″Ｅ141°40′46″の地点を中心とする半径94kmの円内の区域のうちＮ43°12′17″Ｅ142°36′27″の地点とＮ43°00′55″Ｅ142°45′35″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 2　Ｎ43°14′14″Ｅ141°37′08″の地点、Ｎ43°10′55″Ｅ141°36′59″の地点、Ｎ43°14′03″Ｅ141°43′27″の地点及びＮ43°14′14″Ｅ141°37′08″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450mを超え4,900m以下のもの 3　次に掲げる区域の直上空域で高度6,100m以下のもの イ　Ｎ43°03′21″Ｅ141°32′34″の地点、Ｎ42°59′16″Ｅ141°20′18″の地点、Ｎ42°05′33″Ｅ141°01′52″の地点、Ｎ41°58′23″Ｅ142°03′31″の地点、Ｎ41°51′05″Ｅ142°04′10″の地点、Ｎ43°00′55″Ｅ142°45′35″の地点及びＮ43°03′21″Ｅ141°32′34″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（札幌飛行場の標点を中心とする半径14kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ　Ｎ42°40′08″Ｅ141°40′46″の地点を中心とする半径94kmの円内の区域のうちＮ43°00′55″Ｅ142°45′35″の地点とＮ41°51′05″Ｅ142°04′10″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの